

新潟食料農業大学共同研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟食料農業大学（以下「本学」という。）における共同研究の取り扱いについて必要な事項を定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において共同研究とは、本学が民間企業や官公庁等（以下「共同研究者」という。）と共通の研究課題を共同で行う研究をいう。

(実施基準)

第3条 共同研究の受け入れは、本学の教育・研究上有意義であり、かつ、教育・研究に支障を生ずるおそれがないと学長が認めたものに限る。

(実施の決定)

第4条 本学所定の共同研究申込書により申し込みがあった場合において、その内容が適正であると学長が認めた場合に実施を決定する。

(契約の締結)

第5条 共同研究の実施を決定したときは、共同研究者との間に共同研究契約を締結しなければならない。

(研究費の負担)

第6条 共同研究者は、共同研究契約締結後、本学に必要な研究経費を納入しなければならない。

2 共同研究者が負担する経費のうち、本学の施設使用および事務処理に要する費用として、原則15%に相当する額を間接経費とする。

(経費の支出)

第7条 研究費の支出は、本学経理規程に準じ、共同研究契約の研究期間内で行うものとする。

(取得物品等の帰属)

第8条 研究費によって取得した物品等は、原則として本学に帰属するものとする。

(知的財産権)

第9条 共同研究によって生じた知的財産権に係る権利の帰属については、本学と共同研究者との協議の上、決定するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、事務局総務課が行う。

附則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。